

1. 概要

調布飛行場を離陸する航空機がAIP（航空路誌）に定められた飛行方法を行っているかを改めて確認するため、マルチラレーション方式により全機を対象に飛行経路を確認するための令和5年度予算を要求中。

2. AIPにより定められている飛行経路

○滑走路35からの離陸機は、安全な高度に達した後、西武多摩川線と東八道路の交点からJR中央本線の間で左右に変針する。

○滑走路17からの離陸機は、安全な高度に達した後、中央自動車道から多摩川の間で左右に変針する。

3. 調査手法

○マルチラレーション（Multilateration）方式とは3地点以上に機器を設置し、それぞれの受信時間差を用いて航空機の位置を算出して、飛行経路を検証する。

○南北それぞれの測定を行うため、各1週間程度の計測を予定している。

4. 調査結果の取扱い

○調査結果の取扱いについては三市と協議を行う。

